

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：保険業法

規制の名称：海外展開に係る規制緩和

規制の区分：新設、(改正) (拡充、(緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和2年11月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、保険会社による外国保険会社の買収に限らず、外国金融機関等の買収の二一ズが見込まれていた。このような状況を踏まえ、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やすため、保険会社が外国保険会社を買収した場合に限らず、外国金融機関等を買収した場合にも子会社業務範囲規制の適用を5年間猶予する仕組みを構築する必要があった。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時、ベースラインとして、日本の保険会社が、諸外国の保険会社と外国金融機関等の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するといった条件を付けざるを得ず、競争上不利な状況におかれることにより国際展開が阻害される可能性があった。こうしたベースラインの考え方は、事後評価時においても同様である。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やすため、保険会社が外国保険会社を買収した場合に限らず、外国金融機関等を買収した場合にも子会社業務範囲規制適用を5年間猶予する仕組みを構築する必要があるとしていた。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。そのため、当該規制の見直しの必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、保険会社において、(1)子会社対象会社以外の会社を子会社としてから5年以内に、当該会社が子会社でなくなるような措置を講ずるための費用、及び(2)その5年間を超え、当該会社を子会社としてやむを得ず保有しようとする場合には、当該保有に係る期間を延長するため、行政庁（国）に対して承認申請を行うための費用が発生するとしていた。

当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生しておらず(2020年3月末現在)、現時点では、(1)及び(2)の費用は発生していない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、行政庁（国）において、(1)子会社対象会社以外の会社を子会社として保有する保険会社に対し、5年以内に当該会社が子会社でなくなるような措置を講じているか確認するための費用、及び(2)当該保険会社からその5年間を超えて当該保有をやむを得ず延長しようとする承認申請があった場合には、当該申請に対する審査費用が発生するとしていた。

④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生しておらず、現時点では、行政庁（国）において(1)及び(2)の費用は発生していない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、日本の保険会社が、諸外国の保険会社と外国金融機関等の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するといった条件を付けることがなくなり、国際展開が容易になることから、経営基盤の強化に資する選択肢が増し、経営基盤の強化が図られることが見込まれるとしていた。

④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。したがって、現時点では、当該制度の適用実績はないため、事前評価時に見込まれた効果は発生していない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。したがって、現時点では、事前評価時に見込まれた便益は発生していない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

④において先述のとおり、当該規制の見直しの後、保険会社が外国金融機関等を買収することに伴い、子会社対象会社以外の会社を子会社として保有することとなるような案件は発生していない。したがって、現時点では、当該制度の適用実績はないため、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直し後、事後評価時点（2020年3月末現在）までに適用実績がなかったため、規制の見直しにより、遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。また、規制の事前評価時に見込まれた効果及び便益は発生していない。

他方、当該規制の見直しは保険会社の国際展開を容易にする環境を整備し、保険会社の経営基盤の強化に資する選択肢を増やす仕組みであるため、事後評価時点（2020年3月末現在）までに適用実績がなかったものの、今後とも、当該制度に対する社会的ニーズは引き続き想定されるところである。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。